

財物（土地、建物）の 賠償請求はお済みですか？

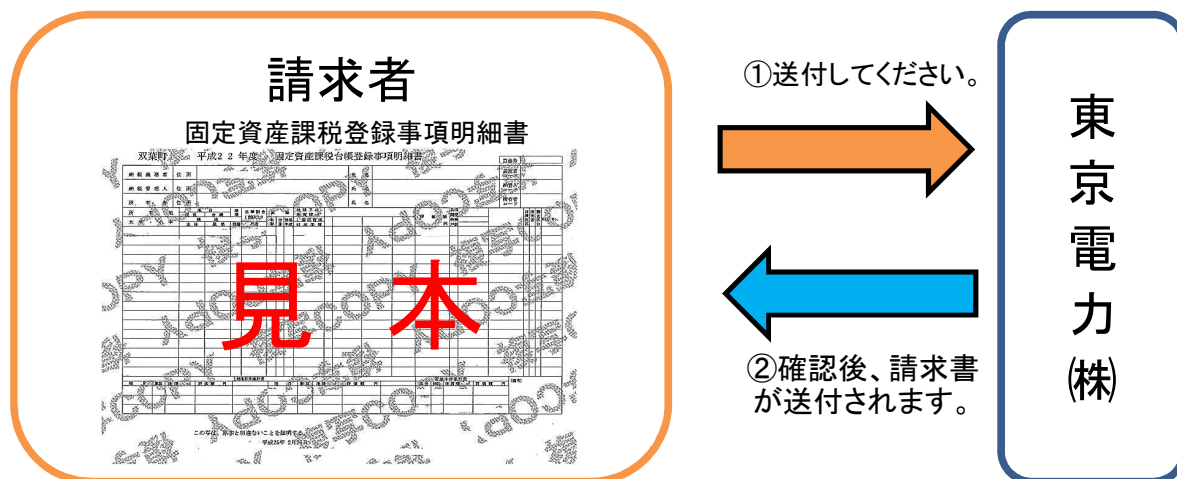
東京電力(株)では、従来お住まいであった建物、お持ちであった土地(宅地)にかかる賠償を行っており、すでにご請求された方、現在手続き中の方もいらっしゃると思いますが、まだご請求されていない方も大勢いらっしゃいます。

まだご請求をされていない方は、平成25年2月に役場より送付している「固定資産課税台帳登録事項明細書」を東京電力(株)に送付することにより、所有されている可能性のある資産の確認が行われ、そのうえで請求書が送付されます。

また、田畑の賠償についても、「固定資産課税台帳登録事項明細書」を東京電力(株)に送付することにより、請求書が送付されます。

「固定資産課税台帳登録事項明細書」を東京電力(株)に送付されていない方は、今後の財物賠償の手続きを迅速かつ確実に行っていただけるよう、お早めに送付してください。

なお、今後予定されている「避難先において住宅等を再取得される際にかかる費用と従前の住居の事故前価値との差額の賠償(住居確保にかかる損害賠償)」を請求するためには、財物賠償に合意していることが一つの条件になります。



<土地(宅地)・建物に係る賠償についてのお問い合わせ先>

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話:0120-926-404 受付時間:午前9時から午後9時

<固定資産課税台帳登録事項明細書についてのお問い合わせ先>

双葉町役場いわき事務所 税務課

電話:0246-84-5206 受付時間:午前8時30分から午後5時(土日祝日を除く)

※役場からお送りしている明細書は、双葉町固定資産課税台帳に登録されている納税義務者あてに送付しており、東京電力(株)への賠償請求権を町が証明するものではありません。

※明細書は2部お送りしております。東京電力(株)へ送付する際には、(提出用)のみ送付し、(控用)はお手元に保管してください。

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 電話:0246-84-5203